

H27.4.1 確認申請受付分より実施（天草広域連合消防本部管内に限る取扱い）

建築基準法第93条に係る消防長等の同意を要しない住宅の取扱い

一戸建ての住宅については、建築基準法第93条及び同法施行令第147条の3に基づき、

- ① 敷地は、防火地域及び準防火地域以外の区域内であること。
- ② 用途が長屋、共同住宅以外のものであること。
- ③ 一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満であり、かつ50㎡以下であるもの

を全て満たす場合は、消防同意は不要とされる。

なお、消防同意が不要な物件については、消防通知により報告を行うものとする。

一戸建ての住宅に附属する自動車車庫や住宅用倉庫などの取扱い

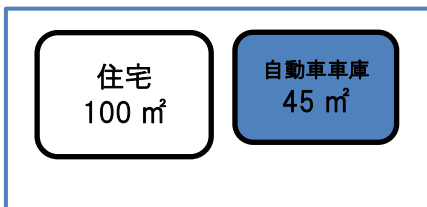
一敷地内において、下記の要件を満たす場合に限り、同一棟、別棟に関わらず上記③に該当するものとする。

記

要件：一戸建ての住宅に附属する建築物（同一敷地に限る）で、用途が自転車置場、自動車車庫（カーポート）及び住宅用倉庫で当該建築物毎の床面積が50㎡以下であること。

※上記の自転車置場、自動車車庫（カーポート）及び住宅用倉庫は、同一敷地内の住宅居住者以外に対しての賃貸を目的としたものは該当しないものとする。

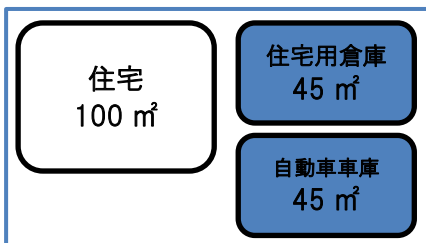
（パターン1）一戸建て住宅＋附属自動車車庫の場合



●消防同意の要否

【本運用】自動車車庫：不要

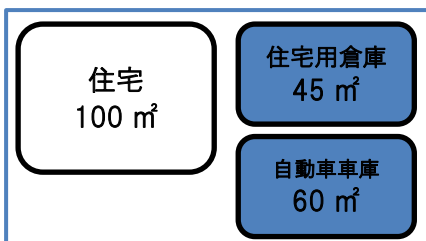
（パターン2）一戸建て住宅＋附属自動車車庫＋附属倉庫の場合①



●消防同意の要否

【本運用】自動車車庫：不要、住宅用倉庫：不要

（パターン3）一戸建て住宅＋附属自動車車庫＋附属倉庫の場合②



●消防同意の要否

【本運用】自動車車庫：要、住宅用倉庫：不要

・自動車車庫の床面積が50㎡を超えるため要件満たさず消防同意を要する。

※上記は防火・準防火地域以外の区域内、面積の数値は床面積を示す。